

(事業の目的)

第1条 医療法人光生会が開設する光生会介護老人保健施設赤岩荘（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設従事者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行なうことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者のその居宅における生活への復帰を目的とする。
- 2 施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊敬し、常に入所者の立場に立って介護保険施設サービスの提供に努める。
  - 3 介護保険施設サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない、東三河広域連合、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 光生会介護老人保健施設赤岩荘
- (2) 所在地 〒440-0021 愛知県豊橋市多米町字大門10番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者  
1名（常勤兼務、医師と兼務）  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- (2) 従業者  
医師 1名（常勤兼務1名）  
看護職員 9名以上  
介護職員 22名以上  
支援相談員 1名以上  
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 4名以上  
介護支援専門員 1名以上  
薬剤師 1名以上  
管理栄養士 1名以上  
歯科衛生士 1名以上  
従業者は、介護保健施設サービスの提供にあたる。
- (3) 事務職員 2名以上  
必要な事務を行なう。

(入所定員)

第5条 入所定員は、90名とする。（多床室23室、従来型個室6室）

(介護保健施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 介護保健施設サービスの内容は次のとおりとし、介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活上の世話
  - (2) 機能訓練及びその他必要な医療
  - (3) 療養上の世話
  - (4) 健康チェック
  - (5) 退所時指導
- 2 食費は1,750円/日を徴収する。  
居住費は多床室 437円/日 個室 1,728円/日を徴収する。  
なお、食費、居住費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
- 3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 4 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - (1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他に迷惑にならないようにする。
  - (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
  - (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第8条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し非常災害に備えるため、定期的に避難、救出等訓練を行う。

(身体的拘束等について)

第9条 施設は、原則として入所者様に対し身体的拘束等は行われぬものとする。但し、自傷他人の恐れがある等緊急やむを得ない場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者様の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するとともにご家族様にその旨を説明し同意を得るものとする。

(虐待の防止について)

第10条 施設は、入所者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定する。  
虐待防止に関する責任者：施設長 玉木昌子
- (2) 成年後見制度の利用を支援する。
- (3) 虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。
- (5) 施設(事業者)は、サービス提供中に、当該施設(事業者)又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)から虐待を受けたと思われる入所者(利用者)を確認した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 施設は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし  
また、業務体制を設備する。

- (1) 採用研修 採用後3ヵ月以内
  - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
  - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人光生会と施設の管理者が協議に基づいて定めるものとする。

付則

- (1)この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- (2)この規程は、平成12年11月1日から一部改正により施行する。
- (3)この規程は、平成13年11月20日から一部改正により施行する。
- (4)この規程は、平成14年5月1日から一部改正により施行する。
- (5)この規程は、平成15年9月1日から一部改正により施行する。
- (6)この規程は、平成16年4月1日から一部改正により施行する。
- (7)この規程は、平成17年10月1日から一部改正により施行する。
- (8)この規程は、平成18年4月1日から一部改正により施行する。
- (9)この規程は、平成18年12月1日から一部改正により施行する。
- (10)この規程は、平成19年3月21日から一部改正により施行する。
- (11)この規程は、平成19年6月1日から一部改正により施行する。
- (12)この規程は、平成20年7月1日から一部改正により施行する。
- (13)この規程は、平成21年6月1日から一部改正により施行する。
- (14)この規程は、平成21年9月1日から一部改正により施行する。
- (15) この規程は、平成22年4月1日から一部改正により施行する。
- (16)この規程は、平成22年12月1日から一部改正により施行する。
- (17)この規程は、平成23年4月1日から一部改正により施行する。
- (18)この規程は、平成24年7月1日から一部改正により施行する。
- (19)この規程は、平成25年7月1日から一部改正により施行する。
- (20)この規程は、平成26年5月1日から一部改正により施行する。
- (21)この規程は、平成27年4月1日から一部改正により施行する。
- (22)この規程は、平成27年8月1日から一部改正により施行する。
- (23)この規程は、平成28年7月1日から一部改正により施行する。
- (24)この規程は、平成29年7月1日から一部改正により施行する。
- (25)この規程は、平成30年6月1日から一部改正により施行する。
- (26)この規程は、平成30年10月1日から一部改正により施行する。
- (27)この規程は、平成31年3月1日から一部改正により施行する。
- (28)この規程は、令和1年10月1日から一部改正により施行する。
- (29)この規程は、令和2年2月1日から一部改正により施行する。
- (30) この規程は、令和3年5月1日から一部改正により施行する。
- (31) この規程は、令和5年3月1日から一部改正により施行する。
- (32) この規程は、令和6年8月1日から一部改正により施行する。
- (33) この規程は、令和7年8月1日から一部改正により施行する。